

屋外広告物を表示（設置）するときには

市長の許可が必要です。

佐賀県屋外広告物条例の事務のうち設置許可に関する事務、違反広告物の措置に関する事務が、佐賀県より武雄市に委譲されます。

平成20年4月1日より武雄市の区域内に屋外広告物を新たに設置する場合、許可期限後も継続して設置する場合、屋外広告物の改造など変更をする場合は、市長の許可が必要です。

なお、屋外広告物業の登録に関する事務は、これまでどおり佐賀県が行います。

屋外広告物（広告物）とは？
 常時又は一定期間継続して屋外において公衆に表示されるもので看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出又は表示されるものをいいます。

屋外広告物の規制とは？
 良好な景観の形成と風致（自然のもつ美しさ）の

維持

公衆に対する危害の防止の2点から、屋外広告を出していい場所、いけない場所を定め表示する大きさ、高さ、数量その維持管理などについて規制しています。

許可を受けなければいけないもの

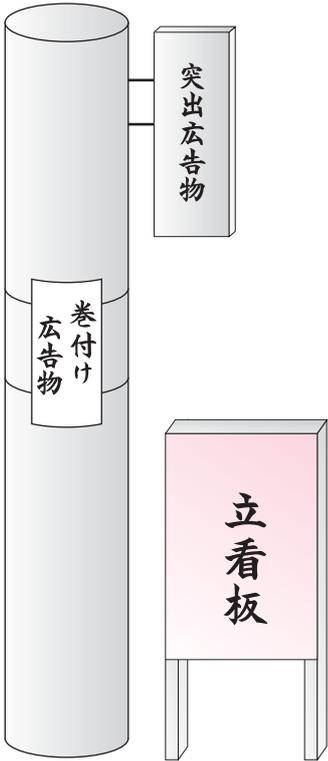
佐賀県知事が指定する道路及び道路・鉄道の両側の区域等（許可区域）において、一般広告物（1）を表示する場合は、市長の許可が必要です。
 許可区域では、広告物の種類や大きさなど基準が定められています。

許可を受けないでいいもの

- ・公職選挙法その他の法令による広告物
- ・国県市などによる公共の利益や公衆の利便のための広告物
- ・家用広告物（2）
- ・人や車両に表示する広告物など

（1）一般広告物：
 家用広告物（2）以外の屋外広告物

（2）家用広告物：
 自己の事業所などの建物やその敷地内に自己の氏名や名称、事業内容などを表示するものや自己の管理する土地等に管理上の必要に基づき表示するもの



屋外広告物許可区域

許可区域	禁止物件	禁止区域
許可を受けなければ広告物を掲出できない区域	広告物を掲出できない物件	広告物を掲出できない区域
全ての一般国道（西九州自動車道（武雄佐世保道路）を除く）、県道及び市町村道の区域 知事が指定した道路の路端から20m以内 崎本線及びJR佐世保線の区域並びにこれら路端から500m以内。ただし、立看板、広告板、広告塔は路端から100m以上離すこと 長崎自動車道及び西九州自動車道（武雄佐世保道路）の終端から1000m以内ただし、立看板、広告板、広告塔は路端から500m以上離すこと JR武雄温泉駅前広場及びその敷地から20m以内	橋、トンネル、街路樹、路傍樹、信号機、標識、防護施設、消火栓、火災報知機、火の見やぐら、郵便ポスト、電話ボックス、送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、ガスタンク、水道タンク、銅像、神仏像及び記念碑	文化財等、保安林、高速道路、都市公園で知事が指定したもの及び官公署、学校、図書館など

